

相楽中部消防組合公告

一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和7年6月6日

相楽中部消防組合 管理者 谷口 雄一

記

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 電話設備整備事業
- (2) 工事番号 7－相楽－13
- (3) 工事場所 京都府木津川市城山台九丁目地内
相楽中部消防組合消防本部（新庁舎）
- (4) 工事期間 契約締結の翌日から令和8年3月27日（金）まで
（積算に係る標準工期は3ヶ月とします。）

2 工事概要 新庁舎内電話設備の新規整備

3 予定価格 12,500,000円（税抜き）

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条件を示す場所及び仕様書等の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地等

〒619-0214 京都府木津川市木津白口10番地2

相楽中部消防組合消防本部 総務課

電話番号（0774）75-1380

ファクシミリ番号（0774）73-8199

e-mailアドレス soumu@sourakuchubu119-kyoto.jp

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (3) 相楽中部消防組合の組合を組織する木津川市、笠置町、和束町及び南山城村（以下「構成市町村」という。）で定める暴力団排除条例の定義で規定する暴力団員等ではないこと。
- (4) 6で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限の最終日から開札日までの期間において、当組合、構成市町村又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止（以下「指名停止措置」という。）がなされていないこと。
- (5) 電気通信工事業に係る一般又は特定建設業の許可を受けている者であること。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (7) 当組合又は構成市町村のいずれかにおいて、電気通信工事業に係る令和7年度競争入札参加資格を有しており、次の要件を全て満たす者であること。
- ア 京都府内に本支店、営業所等の営業拠点をもつること。（営業拠点が支店、営業所等の場合は、営業拠点が年間委任先として登録されていることを要する。）
- イ 入札参加資格審査申請書提出時の電気通信工事業に係る直前2か年間の年間平均実績高が予定価格（税込み）以上であること。
- (8) 電気通信工事業に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係（3箇月以上の雇用関係）のある技術者を配置できる者で、同種の業務についての実績を有すること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

6 入札参加資格確認申請時の提出書類

(１) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）

(２) 配置予定技術者調書（様式２）

(３) 一般競争入札参加資格確認資料

ア 建設業許可書（写し）

- イ 相楽中部消防組合又は構成市町村のいずれかにおける競争入札参加資格を有する事の証明書類（競争入札参加資格申請書写し又は受領書写し等）
- ウ 当該技術者の資格を証明する書類（技術士登録等証明書の写し等）
- エ 当該技術者の在籍を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）
- オ 記載した業務実績が確認できる書類（契約書、仕様書、管理技術者届等の写し）

（４）その他

（２）配置予定技術者調書（様式２）は、以下の要領で作成すること。

５の（８）に掲げる資格があることを判断するため、配置予定技術者の資格及び同種の業務（平成２１年度以降において国又は地方公共団体と本件入札に係る業務と同等以上の契約を締結したもので、かつ完了しているものに限る。）に係る実績を記載すること。

なお、本入札においては、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格を記載することができるが、すべての候補者について条件を満たしていること。

７ 入札手続等

手続等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
資格確認申請書等の配布期間	令和７年６月６日(金)から 令和７年６月１３日(金)まで	共通事項１のとおり
図書等の閲覧期間	令和７年６月６日(金)から 令和７年７月１５日(火)まで	共通事項１のとおり
資格確認申請書等の提出期限及び郵送先	令和７年６月６日(金)午前９時から 令和７年６月３０日(月)午後５時まで (必着) 〒619-0214 京都府木津川市木津白口 10 番地 2 相楽中部消防組合消防本部総務課	共通事項２のとおり

質問の受付	質問方法：ファクシミリによる提出 F a x : 0774-73-8199 (資格確認申請及び仕様書) 令和 7 年 6 月 19 日 (木) 午後 5 時まで	共通事項 4 の とおり
質問に対する回答	回答方法：当本部ホームページに掲載 (資格確認申請) 随時 (仕様書) 令和 7 年 6 月 24 日 (火) 午後 5 時頃	共通事項 4 の とおり
資格確認通知書発行 予定日	令和 7 年 7 月 3 日 (木) 郵送にて通知します。	
入札書及び工事費内 訳書の提出期限及び 郵送先	令和 7 年 7 月 15 日 (火) 午後 5 時まで (必着) (簡易書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。) 〒619-0214 京都府木津川市木津白口 10 番地 2 相楽中部消防組合消防本部総務課	共通事項 5 の とおり
開札の日時及び場所	令和 7 年 7 月 16 日 (水) 午前 10 時 00 分 郵便入札 京都府木津川市木津白口 10 番地 2 相楽中部消防組合消防本部 3 階講堂	

8 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

9 開札立会者の決定方法

相楽中部消防組合工事等競争入札心得第 9 条に基づき、入札参加資格者のうち、3 者をくじによって決定して通知する。

なお、当該通知は、入札参加資格確認通知書と同時に発送する。

10 落札者の決定方法

税抜予定価格以下で最低の価格により入札した者を落札者とする。

また、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

なお、当該入札者が開札立会者として入札場にいる場合はその者がくじを引き、開札立会者でない場合は当該入札事務に関係の無い職員が代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

11 支払条件

(1) 前払金

有

(2) 部分払

無

(3) 随意契約により締結する予定の有無

無

12 その他

(1) 1 から 10 までに定めるもののほか、相楽中部消防組合契約事務規則、相楽中部消防組合工事等競争入札心得を遵守すること。

(2) 入札前の談合情報等により、入札が公平に行われないと認められるとき、又は、入札に参加を希望する者が1者の場合、又は、災害その他のやむを得ない理由があるときは、入札の中止あるいは、期日を延期することがある。

(3) 本入札において、5の(9)に規定する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当するすべての者の入札を無効とする。

ただし、そのうちの一者が入札をするまでにその者を除くすべての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

一般競争入札公告共通事項

1 図書の入手方法等

(1) 確認申請書等の入手方法

ア 原則として、該当の公告に示す配布期間に相楽中部消防組合消防本部のホームページ (<https://www.sourakuchubu119-kyoto.jp>) から入札公告・入札情報をダウンロードすること。

イ やむを得ず窓口配布を希望する場合は、該当の公告に示す配布期間（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に、該当の契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

(2) 図書等の閲覧

ア 閲覧図書については、当本部のホームページからダウンロードできる。

イ 閲覧図書の全部については、該当の公告に示す閲覧期間（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に、該当の契約条項を示す場所で閲覧することができる。

なお、閲覧図書の全部の入手を希望する場合は、該当の契約条項を示す場所に問い合わせること。

2 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、該当の公告に示す提出書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

該当の公告に示す受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に、提出書類を該当の契約条項を示す場所に郵送（申請書の受付期間内に必着させるとともに、簡易書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）すること。

(2) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出書類はA 4 版又はA 3 版で作成し、1 部提出すること。

ウ 提出された書類は、返却しないものとする。

エ 提出された書類は、当組合において無断使用することはない。

オ 虚偽の記載をした者は、当該入札への参加を認めないとともに、当組合の指名停止措置を行うことがある。

3 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、当組合に対して入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5 日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9 時から午後5 時まで（閉庁日及び正午から午後1 時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5 日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

4 確認申請書及び図書に関する質問回答

（1）質問については、指定の様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリで該当の契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送又は持参によるものは受け付けない。）

（2）回答については、確認申請書に関する質問にあつては速やかに、図書に関する質問にあつては該当の公告に示す日に当本部ホームページへ掲載する。

5 入札手続等

（1）入札の方法

ア 入札者は、入札書及び工事費内訳書を郵送（入札期間までに必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

イ 提出書類は、二重封筒とし、表封筒に開札日、業務名及び入札書が在中している旨を記載すること。

ウ 表封筒の中には、「入札書」と記載した中封筒、「工事費内訳書」と記載した中封筒を入れること。

エ 「入札書」と記載した中封筒には、入札書を入れ、封印等の処理をする

こと。

オ 「工事費内訳書」と記載した中封筒には、工事費内訳書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をすること。

カ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回は出来ない。

キ 開札は、公告に示す開札日時、場所において行う。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。千円未満まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(3) 工事費内訳書

ア 入札書の提出に併せ、工事費内訳書を提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格(消費税相当額を除く合計金額)に一致させること。

ウ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は参考資料として添付されている工事費内訳書(案)の項目に一致させること。

なお、合計金額(消費税込み)は、予定価格(消費税込み)以下で作成すること。

エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 公告の5に掲げる資格のない者の行った入札

イ 入札参加資格の確認を受けていない者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札をした者の行った入札

オ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

カ 入札参加資格確認後、当組合又は構成市町村の指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

キ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札

ク 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者の行った入札

コ 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提出した者の行った入札

サ その他入札条件に違反した者の行った入札

（５）入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札を辞退することができる。

開札の開始に至るまでに契約条項を示す場所へ入札辞退届を郵送すること。

（６）契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（７）契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の１００分の１０以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。

この場合において、銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行

保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。免除する。

8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

9 契約書の作成

落札者の決定後、落札決定通知書で指定した日までに作成し提出すること。

10 その他

(1) 入札参加者は、本公告文、図書等を熟読し、入札心得を遵守すること。

(2) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、当組合の指名停止措置を行うことがある。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(4) 開札終了後、契約を締結するまでに落札者が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(5) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。

なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。

また、指名停止措置を行うことがある。

(6) 落札者は、原則として資格確認資料で記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。

(7) 落札者は、契約の履行にあたり労働関係法令等を遵守すること。

(8) 入札結果は、開札の翌日に相楽中部消防組合消防本部のホームページで公開する。

<https://www.sourakuchubu119-kyoto.jp/>